

## 第24回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成28年7月26日(火)  
午後5時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 比嘉 由具

委 員 1番 太田 守隆  
2番 渡久地 真吾  
3番 高良 久

5番 大城 清一  
6番 仲田 英夫  
7番 我那覇 隆  
8番 知念 一義

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第6号	農地法第5条許可申請の取下げ願いについて
議案第119号	農地転用事業計画承認申請について(5条)
議案第120号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第121号	非農地証明願いについて
議案第122号	農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第123号	農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長 ただ今から第24回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。

議長 (異議なし)  
異議がございませんので議事録署名員は5番委員と6番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 報告第6号 農地法第5条許可申請の取下げについて  
事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第5条許可申請の取下げについて、  
上記のことについて、別紙のとおり申請を取下げることとしたので、  
本部町農業委員会専決処理規定第2条の規定により  
農業委員会へ報告します。

1ページ目をお開き下さい。1件の5条の取下げ願いが提出されております。  
瀬底4611-3 面積199㎡

譲渡人:本部町在住O氏  
譲受人:沖縄市在住T氏  
売買による所有権移転 意見決定日:平成28年2月25日

取下げ理由、計画を見直すためとなっています。  
2ページ目以降については、取下げ願いと意見書を添付しています。  
意見決定では、駐車台数が転用面積からみて妥当ではないことから  
不許可相当との意見を付して進達していました。報告は以上です。

報告が終わりました。そのまま議案に入ります。

議長 議案第119号 農地転用事業計画承認申請について(5条)、  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第119号 農地転用事業計画承認申請について(5条)について、  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき  
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。  
新里86-1 登記現況共に、畑 面積499㎡

譲渡人:那覇市在住A氏

譲受人:沖縄市在住M氏  
売買による所有権移転  
転用目的は別荘となっています。  
計画が遂行できなかった理由としては、那覇市で自営業をしている都合上  
計画が遂行できなかった。とのことです。  
添付資料説明  
農地区分については、小規模集団の第2種農地になっています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明をお願いします。

3番委員 補足説明いたします。  
今日、現場パトロールをした際にその土地を見たのですが、  
以前見たときと現状の変わりはありません、事前着工はなかったです。  
補足説明は以上です。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第119号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第119号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第120号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第120号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による  
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 崎本部4787 登記 畑、現況 畑 106㎡

譲渡人:宜野湾市在住S氏

譲受人:沖縄市在住S氏

転用目的:資材置き場

転用理由:資材置き場として利用したいため

売買による所有権の移転

農地区分:一団の農地が10ha未満で小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

資金証明等書類の不備なく、一般基準についても

特に問題ないと思われます。

番号2番 崎本部2976 登記現況共に、畑 面積2300㎡

譲渡人:本部町在住U氏

譲受人:那覇市のK法人

転用目的:太陽光発電

転用理由:太陽光発電事業を行うため

売買による所有権移転

農地区分:一団の農地が10ha未満で小規模の生産性の低い第2種農地

添付資料説明

経産省からの設備認定通知などの書類もあり、一般基準についても

特に問題ないと思われます。

番号3番 東599-7 登記現況共に、畑 面積271㎡

譲渡人:本部町在住T氏  
譲受人:本部町在住のT氏  
転用目的:一般住宅  
転用理由:借家住まいのため自家を建築したい

売買による所有権移転  
農地区分:上下水道が埋設された道路で、500m以内に2以上の  
公益的施設がある農地の第3種農地となっています。  
資金証明等書類の不備なく、一般基準についても  
特に問題ないと思われます。

番号4番 新里86-1 登記現況共に、畑 面積499㎡  
譲渡人:那覇市在住A氏  
譲受人:沖縄市在住のM氏  
転用目的:一般住宅  
転用理由:地元に戻り自己住宅を建築したい  
売買による所有権移転  
農地区分:小規模集団の第2種農地になっています。  
資金証明等書類の不備なく、一般基準についても  
特に問題ないと思われます。

番号5番 瀬底4611-3 登記現況共に、畑 面積199㎡  
譲渡人:沖縄市在住T氏  
譲受人:沖縄市在住のK氏  
転用目的:資材置き場  
転用理由:地元に戻り自己住宅を建築したい  
売買による所有権移転  
農地区分:小規模集団の第2種農地になっています。  
資金証明等書類の不備なく、一般基準についても  
特に問題ないと思われます。

番号6番 山里961 登記現況共に、畑 面積833㎡  
譲渡人:本部町在住A氏  
譲受人:本部町在住のA氏  
転用目的:資材置き場  
転用理由:譲受人が役員を勤めている法人へヤードとして貸借するため。  
贈与による所有権移転  
農地区分:小規模集団の第2種農地になっています。  
すでにヤードとして使用されており、追認を求める申請となっています。  
資金証明等書類の不備なく、一般基準についても  
特に問題ないと思われます。

番号7番 山里988 登記現況共に、畑 面積396㎡  
譲渡人:本部町在住A氏  
譲受人:本部町在住のA氏  
転用目的:太陽光発電付帯施設  
転用理由:太陽光発電を設置し、雨水対策を行うため張りコンクリートをしたい  
贈与による所有権移転  
農地区分:小規模集団の第2種農地になっています。  
すでに張りコンクリートが施工されており、追認を求める申請となっています。  
資金証明等書類の不備なく、一般基準についても  
特に問題ないと思われます。  
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

3番委員 議案第120号 番号1番から5番についてはについて、

事前着工もなく特に問題はないと思います。  
6番については、すでに土砂等が置かれていました。  
7番についても、コンクリートが打設されていました。  
この場所には太陽光パネルはなかったです。  
補足説明は以上です。

議長

補足説明が終わりましたので、審議に入ります。  
質問や意見がありましたらお願いします。

質問はありませんか。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第120号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第120号は可決いたします。

次に進みます。

議長

議案第121号 非農地証明願いについて議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第121号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:本部町在住A氏

申請農地:古島864-2 登記 畑、面積105㎡

古島872 登記 畑、面積734㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草が生い茂り畑として  
利用することが困難であるため。

所有者:本部町在住A氏

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住M氏

申請農地:備瀬250 登記 畑、面積575㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り畑として  
利用することが困難であるため。

所有者:本部町在住M氏

添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住M氏

申請農地:備瀬254 登記 畑、面積511㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草、雑木が生い茂り畑として  
利用することが困難であるため。

所有者:本部町在住M氏

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

8番委員

議案第121号 非農地証明願いについての補足説明を行います。  
まず、番号1番について、  
山の中で、進入することも困難な土地でした。

もう畑として使用する事はできないような土地になっています。

次に番号2番3番は隣接していますので一括して説明しますが長い間放置されていて、農地としては使えない状態でした。議案第121号についての補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。  
質問や意見がありましたらお願いします。

質問はありませんか。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第121号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第121号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第122号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第122号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 大堂722-1 面積8633㎡ 登記 畑、現況 畑  
大堂722-2 面積1091㎡ 登記 畑、現況 畑  
大堂722-3 面積9451㎡ 登記 畑、現況 畑

利用権を設定する者:本部町在住I氏

利用権設定を受ける者:南風原町在住M氏

利用目的:畑、10年間の賃貸借。

添付資料説明。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
(異議なしの声あり)

議長 質問がないようですので、議案第122号は提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

異議なしの事なので、議案第122号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第123号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について、  
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議長よりご指名がありましたので、説明致します。

議案第123号 農地利用配分計画(案)に係る意見決定について  
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の  
規定による農用地利用配分計画を定めるにあたり、  
同法第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めます。

それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は3件です。  
番号1番と2番は隣接地で借受予定者も同じで、貸借期間が異なっております。

番号1番 具志堅2454 面積244㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2455 面積1106㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2467 面積950㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2472 面積470㎡ 登記現況共に畑

合計面積が2770㎡となっております。

利用目的:畑、平成38年7月31日までの約10年間の賃貸権の設定

番号2番 具志堅2471 面積530㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2473 面積687㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2475 面積1492㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2476 面積1493㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2477 面積1085㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2877 面積535㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2878-1 面積892㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2886 面積341㎡ 登記現況共に畑  
具志堅2887 面積225㎡ 登記現況共に畑

合計面積が7280㎡となっております。

番号1番、2番合計で10,050㎡の設定となっております。

農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住I氏  
添付資料説明。

番号3番 具志堅1959 面積828㎡ 登記現況共に畑  
具志堅1960 面積655㎡ 登記現況共に畑

合計面積が1483㎡となっております。

利用目的:畑、平成33年7月31日までの約5年間の賃貸権の設定

農地中間管理機構より権利の設定を受ける者:本部町在住N氏

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

質問がないようですので、進めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第123号 農地利用配分計画に係る意見決定について、  
提案通りに認めてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第123号は可決いたします。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時10分

議事録署名員 5番 大城 清一

6番 仲田 英夫

本部町農業委員会会長  
会長 比嘉 由具